

第5章

都市機能誘導

5. 都市機能誘導

5.1 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活連携拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように設定します。（学研高山地区については、居住誘導区域外。）

都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定します。また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩によりそれらの間が容易に移動できる範囲を設定します。

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）令和7年4月改定」、「第13版都市計画運用指針（国土交通省）令和7年3月」では、都市機能誘導区域として、以下の考え方が示されています。

【都市機能誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画作成の手引きより）】

- ・各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ・主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

【都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域（都市計画運用指針より）】

定めることが考えられる区域

- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

区域の規模

- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲



<都市機能誘導区域の設定方針>

- ①都市機能が一定程度充実している箇所や都市拠点・地域拠点・生活連携拠点の鉄道駅周辺など利便性が高い箇所等において都市機能誘導区域を設定する。
- ②都市機能誘導区域の規模は、駅やバス停等から徒歩により容易に移動できる範囲とする。
- ③学研高山地区については、都市の多様性と機能連携を高める複合的都市機能の整備を段階的に図ることから、都市機能誘導区域に設定する。

なお、都市機能誘導区域外の居住誘導区域においても、市民の日常生活の利便性に資する施設の維持を図る。

5.2 都市機能誘導区域の設定の流れ

本計画における都市機能誘導区域は、次のフローに基づき設定しています。

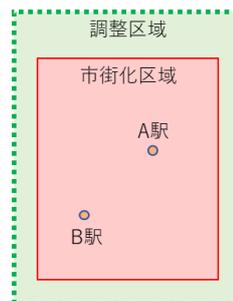
<ステップ1>

①都市機能誘導区域を定める箇所

P. 53 参照

以下の条件に該当する箇所は、都市機能誘導区域の設定候補地とする。

条件	候補
周辺からのアクセスの利便性が高い箇所	都市拠点の鉄道駅周辺 (生駒駅、東生駒駅)
	地域拠点の鉄道駅周辺 (学研北生駒駅、南生駒駅)
	生活連携拠点の鉄道駅周辺 (学研奈良登美ヶ丘駅)

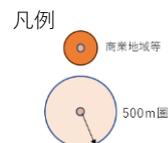
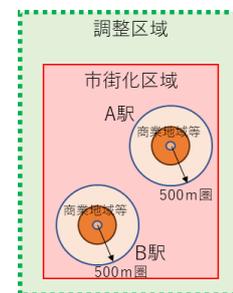


②都市機能誘導区域の概ねの範囲

P. 54 参照

都市機能誘導区域は、①の設定候補地において、下記のいずれかの条件を目安に設定する。

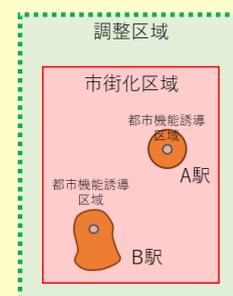
条件	候補
都市機能が一定程度充実している箇所	商業地域、近隣商業地域
地域として一体性を有している区域	公共交通施設、都市機能施設、公共施設の徒歩圏がつながっている範囲
鉄道駅から回遊できる区域	鉄道駅からの徒歩圏（500mの範囲内） ※500mの範囲を全て都市機能誘導区域に含むものではない。



※徒歩圏は生駒市の特性である斜面地を考慮する。



「①都市機能誘導区域を定める箇所」を対象として、「②都市機能誘導区域の規模」の範囲から、総合的な判断に基づいて都市機能誘導区域を設定



<ステップ2>

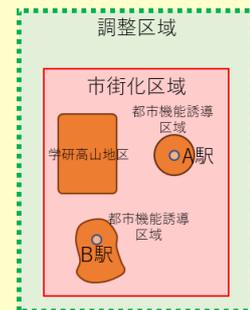
③その他都市機能誘導区域を定める箇所

その他都市機能誘導区域に定める箇所として、以下の範囲を検討する。

条件	候補
都市機能の集積が見込まれる箇所	学研高山地区



<ステップ1>に「学研高山地区」を都市機能誘導区域として追加



5.3 都市機能誘導区域の設定

5.3.1 都市機能誘導区域を定める箇所

周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い拠点周辺を都市機能誘導区域に含めます。

条件	都市機能誘導区域を定める箇所
周辺からのアクセスの利便性が高い箇所	都市拠点の鉄道駅周辺（生駒駅、東生駒駅） 地域拠点の鉄道駅周辺（学研北生駒駅、南生駒駅） 生活連携拠点の鉄道駅周辺（学研奈良登美ヶ丘駅）

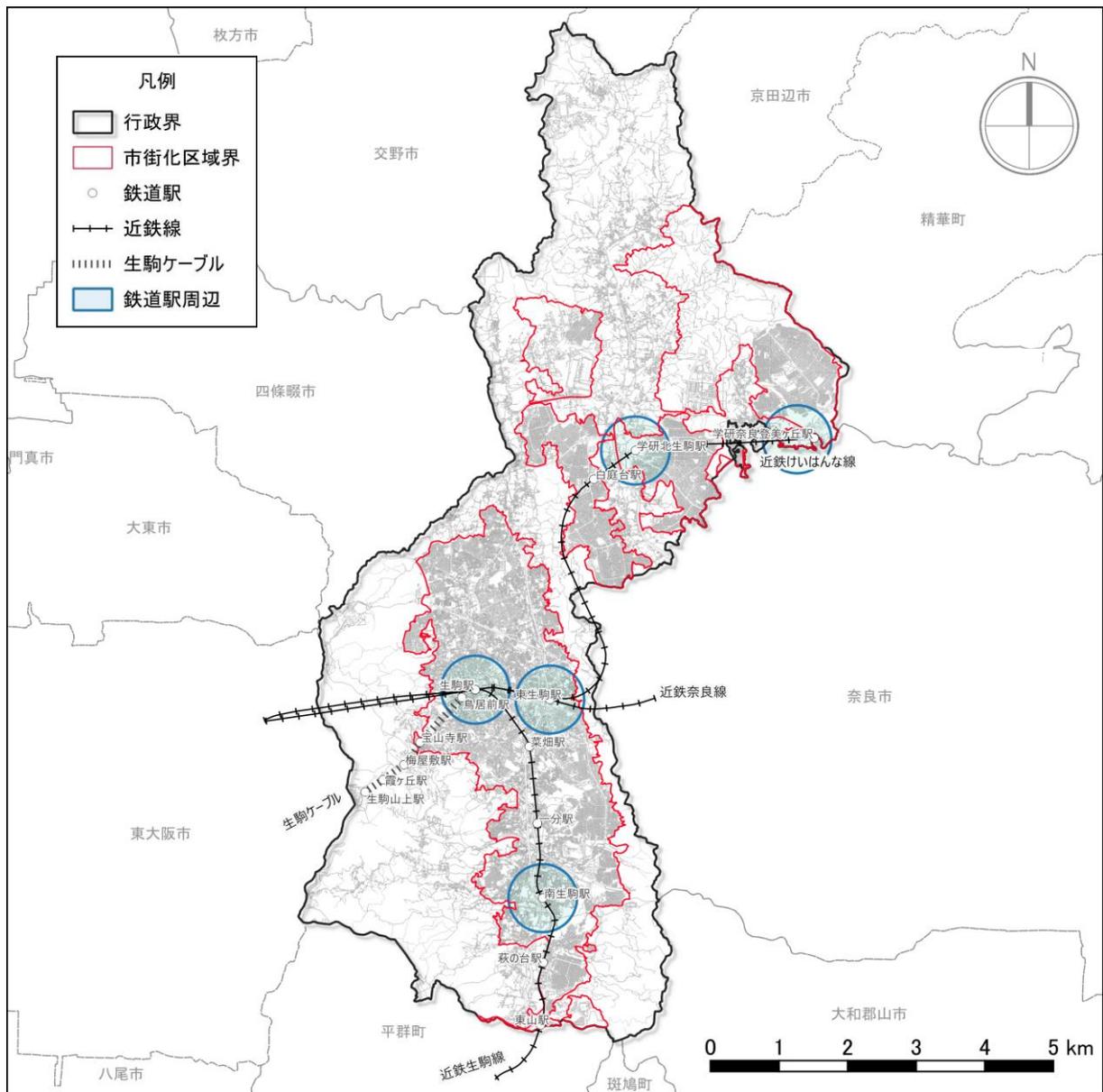


図 5-1 周辺からのアクセスの利便性が高い箇所図

出典：国土数値情報

5.3.3 都市機能誘導区域の設定箇所

本計画において位置付けた「都市拠点」、「地域拠点」、「産業・学術研究拠点」、「生活連携拠点」に対して、都市機能誘導区域を設定します。

<都市機能誘導区域の設定箇所>

①都市拠点：生駒駅周辺、東生駒駅周辺

- ・目指すべき都市の骨格構造で位置づけた『都市拠点（生駒駅・東生駒駅周辺）』において都市機能誘導区域を設定します。
- ・生駒駅・東生駒駅周辺においては、居心地がよく歩きたくなるまちなかの実現や公民連携によるまちづくり、東生駒駅構外のバリアフリー化などを進め、住民に中枢的な行政機能、総合病院、大規模な商業施設など市全域の市民を対象とした都市機能を誘導します。

②地域拠点：学研北生駒駅周辺、南生駒駅周辺

- ・目指すべき都市の骨格構造で位置づけた『地域拠点（学研北生駒駅周辺、南生駒駅周辺）』において都市機能誘導区域を設定します。
- ・学研北生駒駅周辺を北部地域の地域拠点、南生駒駅周辺を南部地域の地域拠点として、駅前広場や道路等の基盤整備、駅周辺のバリアフリー化などを進め、それぞれの地域住民に必要な商業機能などを主として日常的な生活サービスに資する都市機能を誘導します。

③産業・学術研究拠点：学研高山地区

- ・目指すべき都市の骨格構造で位置づけた『産業・学術研究拠点』において、都市機能誘導区域を設定します。
- ・学研高山地区においては、産業振興と雇用の創出につながる産業機能や高度な学術・研究・業務機能の集積に加え、持続的な技術革新を牽引する居住実験都市の実現、イノベーション中枢機能^{*}の構築など、次世代を見据えた拠点形成を図るための都市機能を誘導します。

④生活連携拠点：学研奈良登美ヶ丘駅周辺

- ・目指すべき都市の骨格構造で位置づけた『生活連携拠点（学研奈良登美ヶ丘駅周辺）』において都市機能誘導区域を設定します。
- ・生活連携拠点は都市拠点や地域拠点へのアクセスを確保し、生活交通ネットワークの起点となる場であり、隣接する奈良市の都市機能誘導区域の施設の充足状況や配置を踏まえながら都市機能を誘導します。

<都市機能誘導区域に設定しない箇所>

⑤その他居住誘導区域内

- ・幹線道路沿線や計画的市街地内センター地区等の都市機能誘導区域の位置づけがない居住誘導区域においても、商業や医療等の生活利便施設の立地が見られます。本市の特徴として、南北に長い市域や急峻な地形などが上げられ、特に、高齢者や子育て世代などが日常的に都市機能誘導区域に移動することが難しい場合も考えられます。このため、これらの施設は誘導施設に設定しないものの、市民の日常的な生活利便施設として、基本的に居住誘導区域内に維持するものと位置づけます。
- ・公園や空き地、空き家、集会所などの既存ストックを活用し、地域住民向けのサービスや交流機会の提供など、にぎわいあるコミュニティの拠点を創出することにより、暮らし続けられる生活空間を創出します。

【参考】暮らし続けられる住宅地（生駒市都市計画マスタープラン 令和3（2021）年6月）

土地利用規制の見直しにより、空き家ストックの活用や、ニュータウンのセンター地区の機能更新を促進し、地域住民のニーズに応じた生活サービス機能や働く場を創出します。

公園や緑道、集会所などの公共施設を柔軟に活用することにより、地縁型やテーマ型による様々な活動の場を創出します



空き店舗を活用した地域イベント
「あすか野deマルシェ」
(あすか野ミライ会議)



萩の台第2公園の活用
「公園にいこえん」

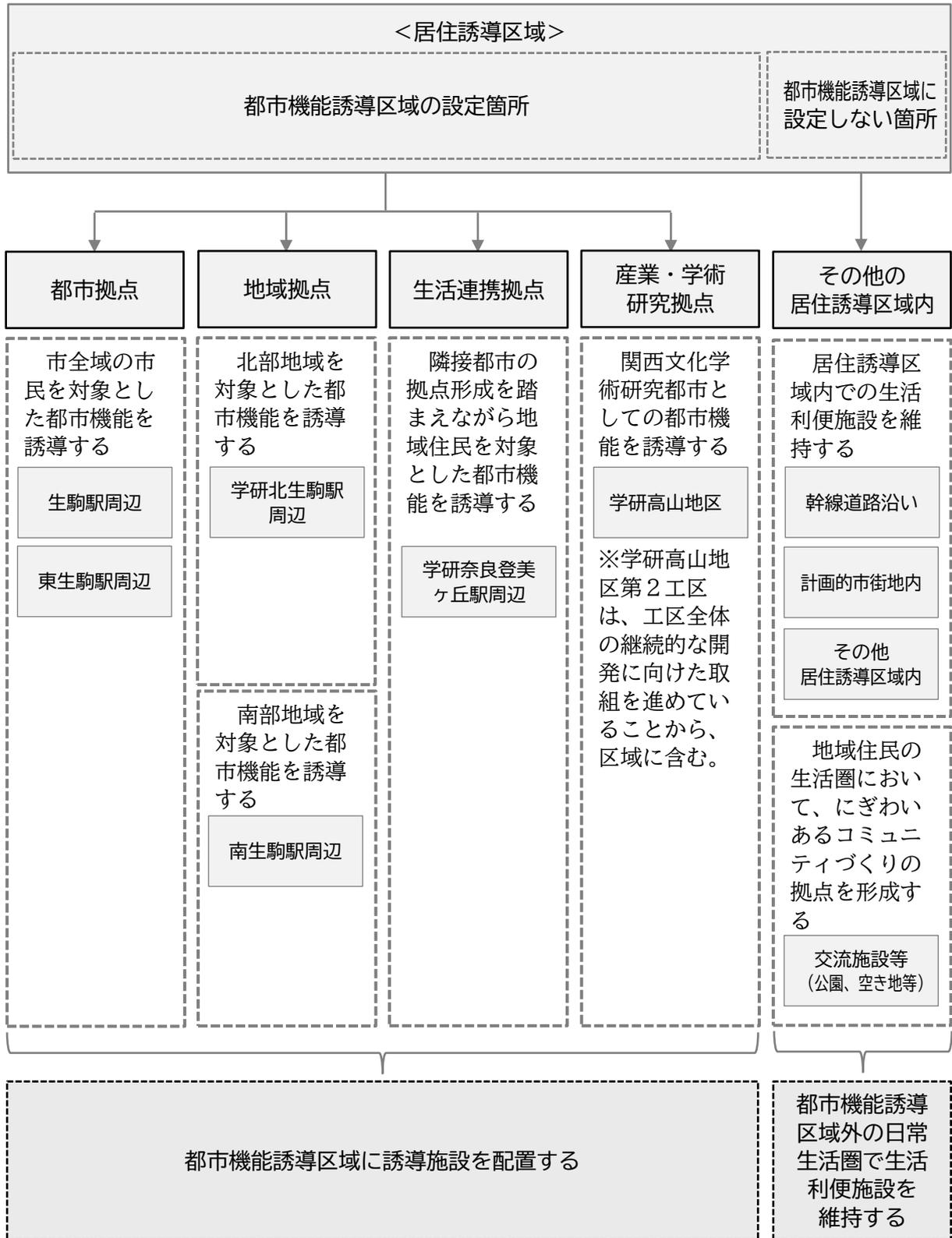


図 5-3 誘導区域設定の流れ

表 5-1 拠点の設定と立地適正化計画の位置付け

拠点	対象地域	立地適正化計画の位置付け
都市拠点	生駒駅周辺	・本市の中心地であり、駅周辺は市街地再開発事業による基盤整備が進み、大型商業施設や公共施設等が集積している。1日の乗降客数は4万人を超える。隣接する東生駒駅とともに都市全体に魅力と活力をもたらす中核となる場所として、都市機能誘導区域に設定する。
	東生駒駅周辺	・駅に近接して大規模な集合住宅や総合病院などが立地している。1日の乗降客数は1万人を超える。隣接する生駒駅とともに都市全体に魅力と活力をもたらす中核となる場所として、都市機能誘導区域に設定する。
地域拠点	学研北生駒駅周辺	・真弓、真弓南、北大和等の住宅地が位置し、駅周辺に商業、福祉、医療等の都市機能が集積する。1日の乗降客数は5,000人程度。南北に細長い本市の特徴を考慮し、市北部の地域拠点として都市機能誘導区域に設定する。
	南生駒駅周辺	・南生駒駅を中心とした住宅地や、幹線道路沿道に商業施設などの複合市街地が形成されている。南北に細長い本市の特徴を考慮し、市南部の地域拠点として都市機能誘導区域に設定する。
生活 連携拠点	学研奈良登美ヶ丘 駅周辺	・隣接する奈良市の立地適正化計画において、都市機能誘導区域に位置付けられている。 ・鹿ノ台住宅地、美鹿の台住宅地が位置している。用途地域は商業地域が設定され、他市からバスが流入、大規模商業施設が立地していることから、都市機能誘導区域に設定する。
産業・学術 研究拠点	学研高山地区	・文化学術研究地区※（クラスター）のひとつに位置づけられ、産業振興と雇用の創出につながる産業機能や高度な学術・研究・業務機能の集積等を図る区域として都市機能誘導区域を設定する。

5.3.4 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域（全体）

都市機能誘導区域の設定の考え方を踏まえ、本市の都市機能誘導区域は、以下のとおりとします。

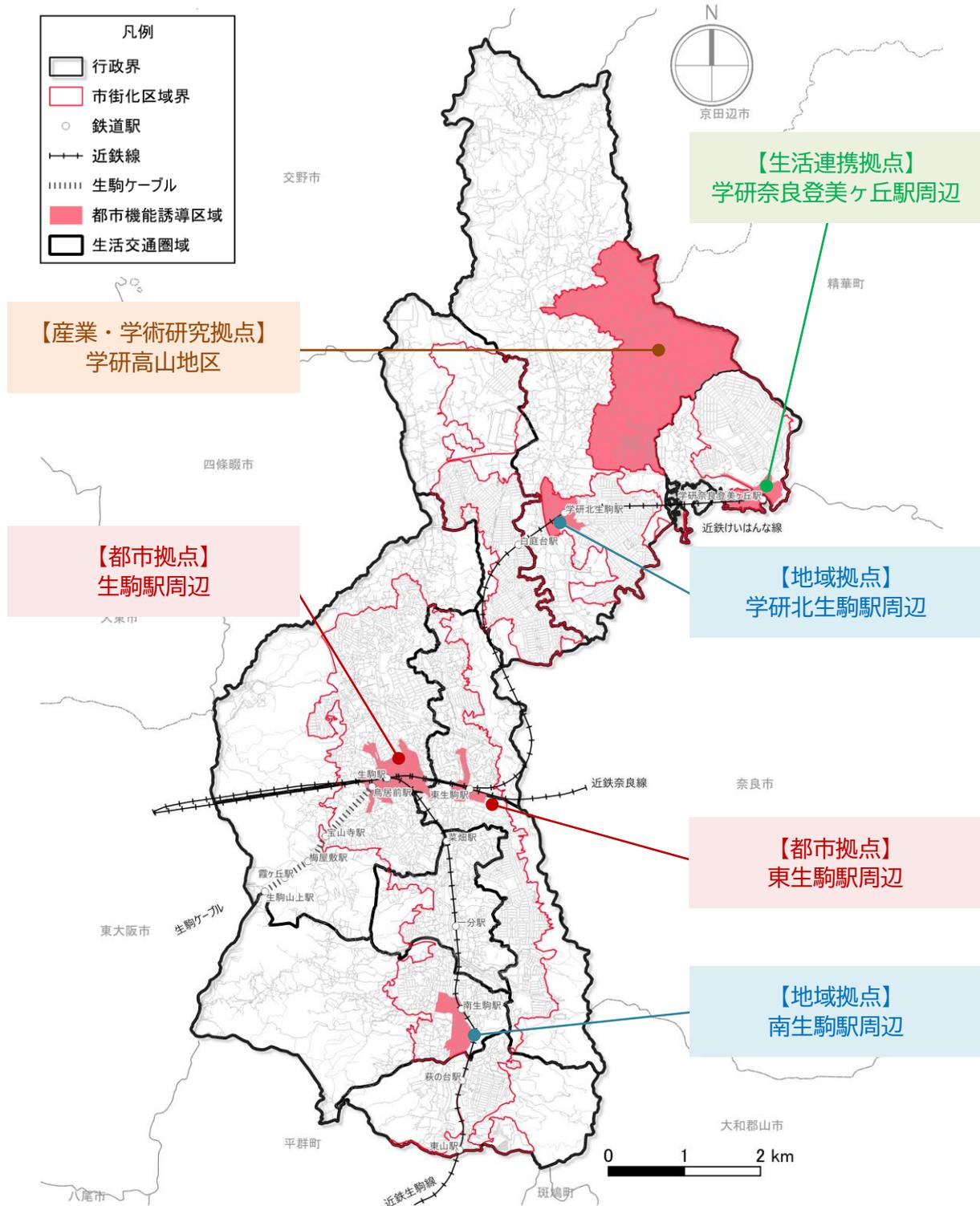


図 5-4 都市機能誘導区域図（全体）

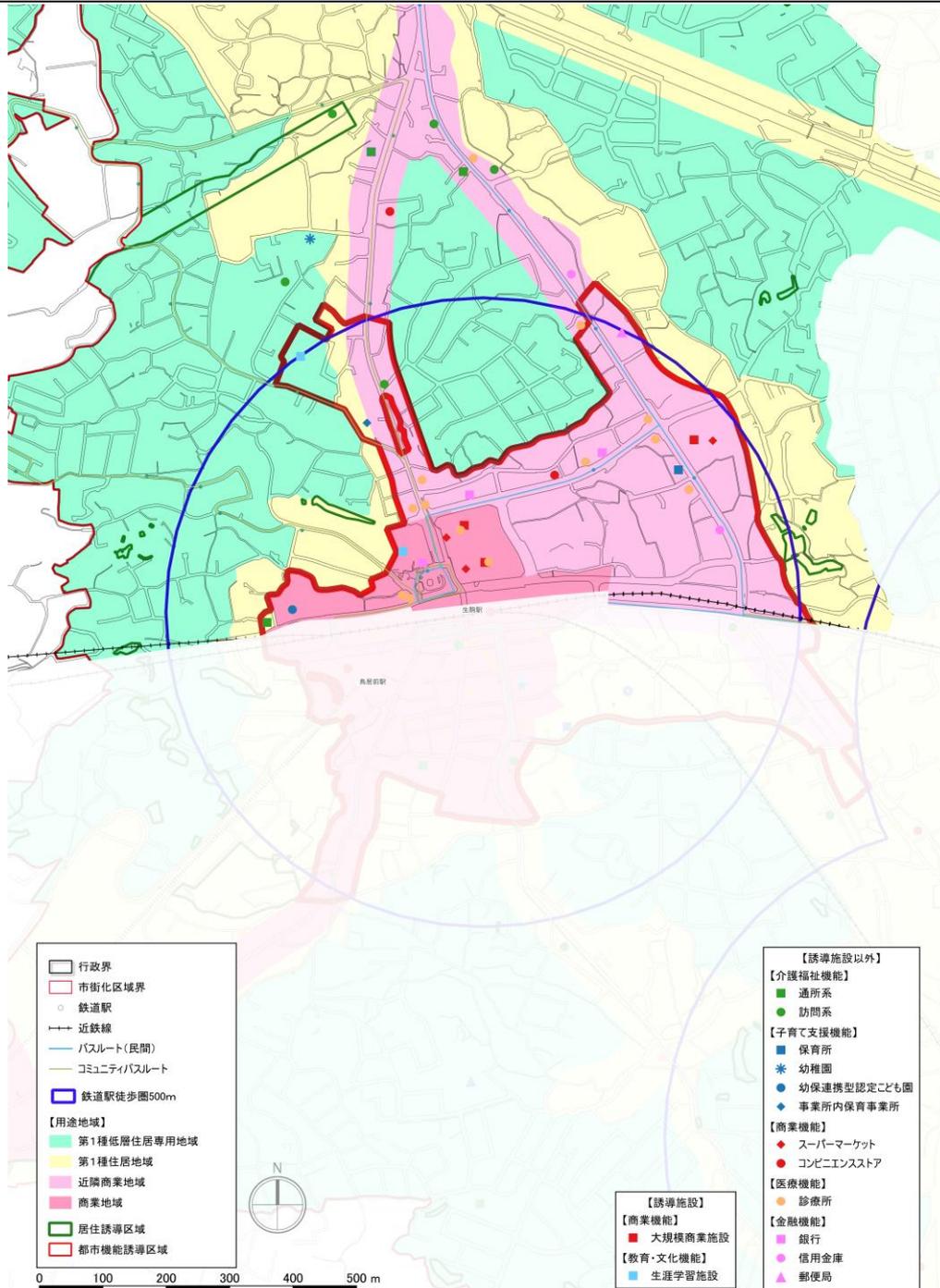
(2) 都市機能誘導区域（将来生活交通圏域別）

1) 生駒駅（北）周辺都市機能誘導区域

（都市機能誘導区域設定の考え方）

生駒駅（北）周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、市街地再開発事業による基盤整備が進み、大規模商業施設や公共施設等の誘導施設が集積する商業地域・近隣商業地域を主として、芸術会館（誘導施設）含む区域を設定しています。

（都市機能誘導区域面積）22.1ha

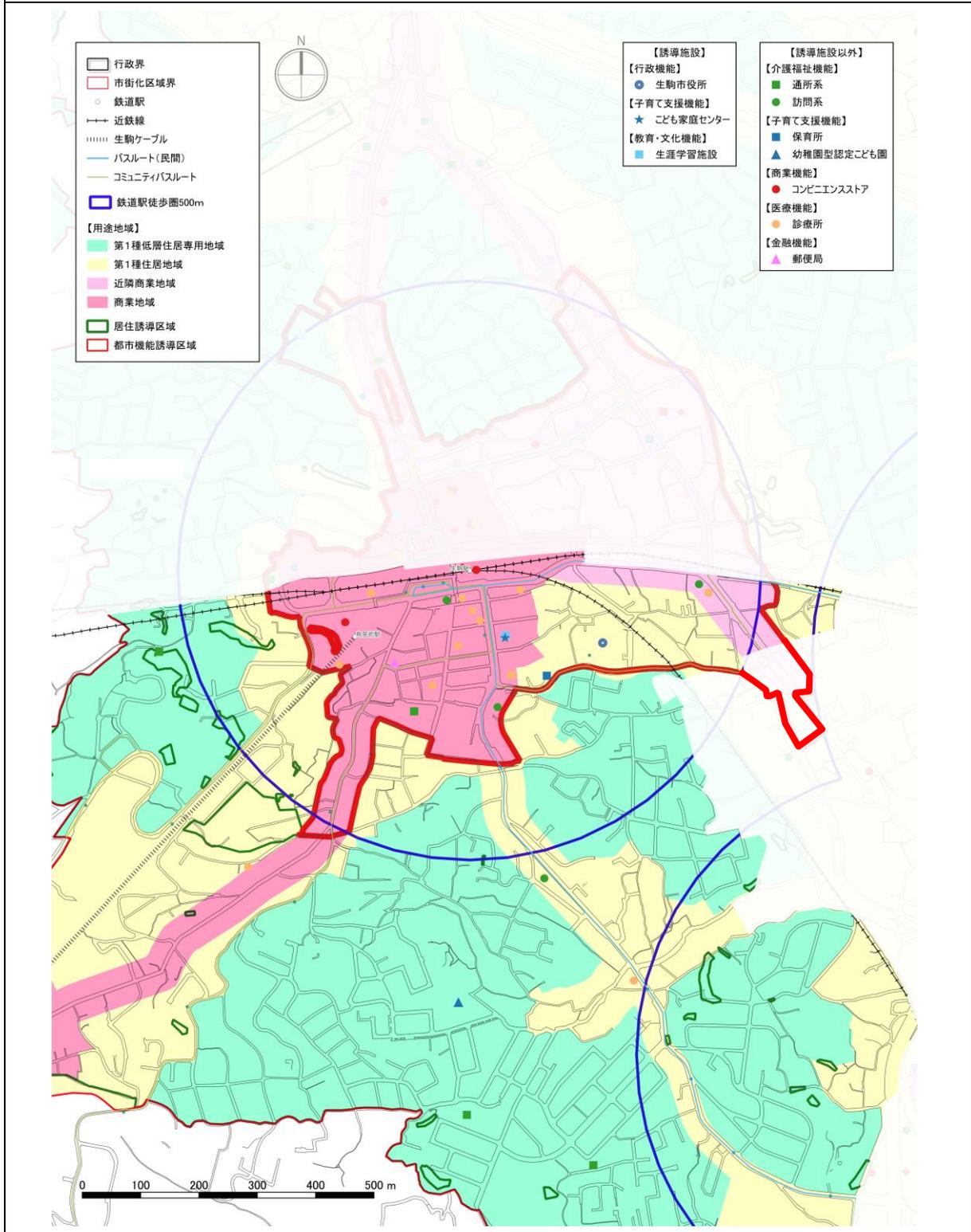


2) 生駒駅（南）周辺都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

生駒駅（南）周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、商業地域・近隣商業地域を中心に宝山寺の門前町としての回遊性向上を踏まえ、区域を設定しています。

(都市機能誘導区域面積) 20.7ha ※東生駒駅（南）圏域の一部を含む

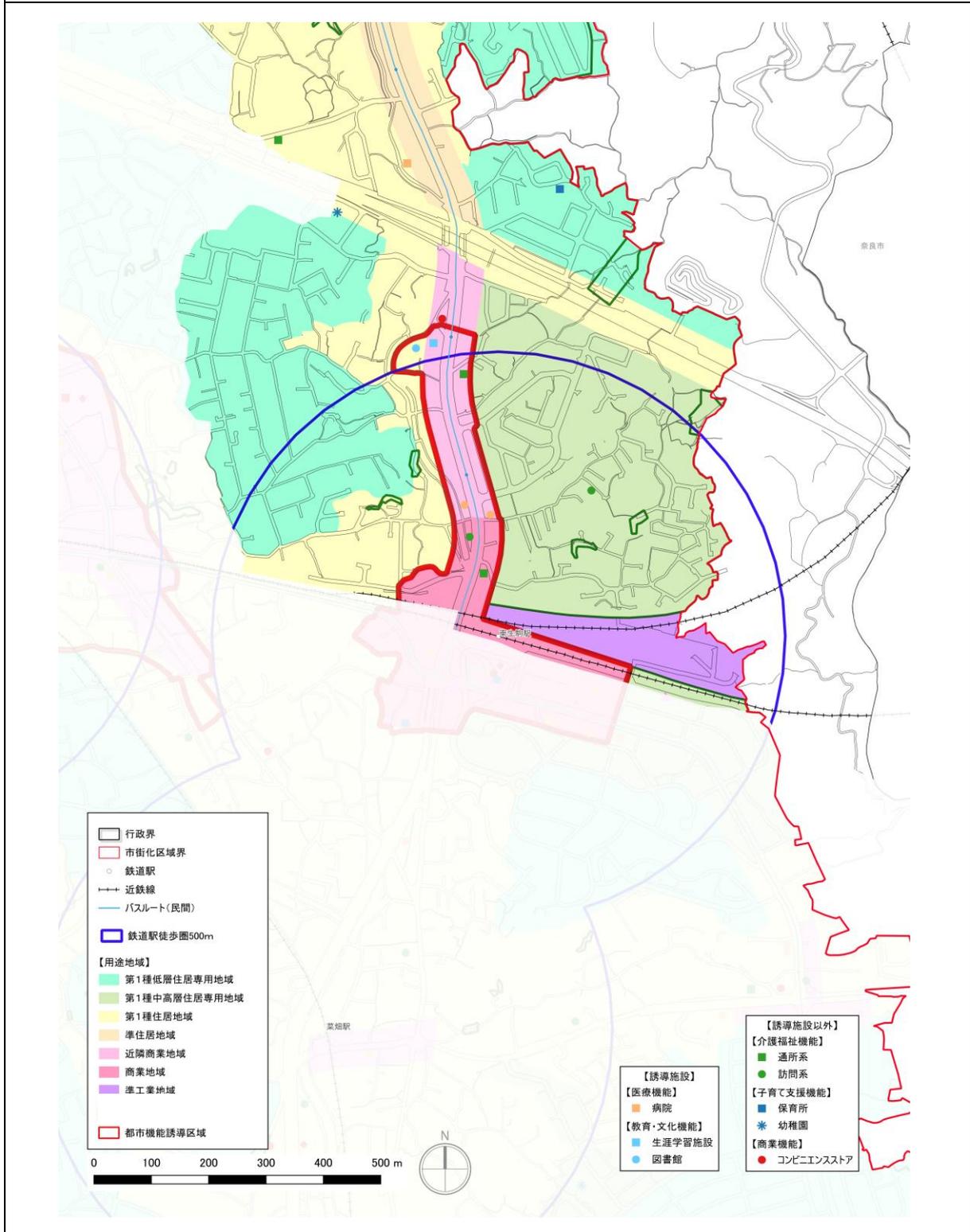


3) 東生駒駅（北）周辺都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

東生駒駅（北）周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、国道168号沿いの商業地域・近隣商業地域を中心に、生駒市図書館（誘導施設）を含む区域を設定しています。

(都市機能誘導区域面積) 5.8ha

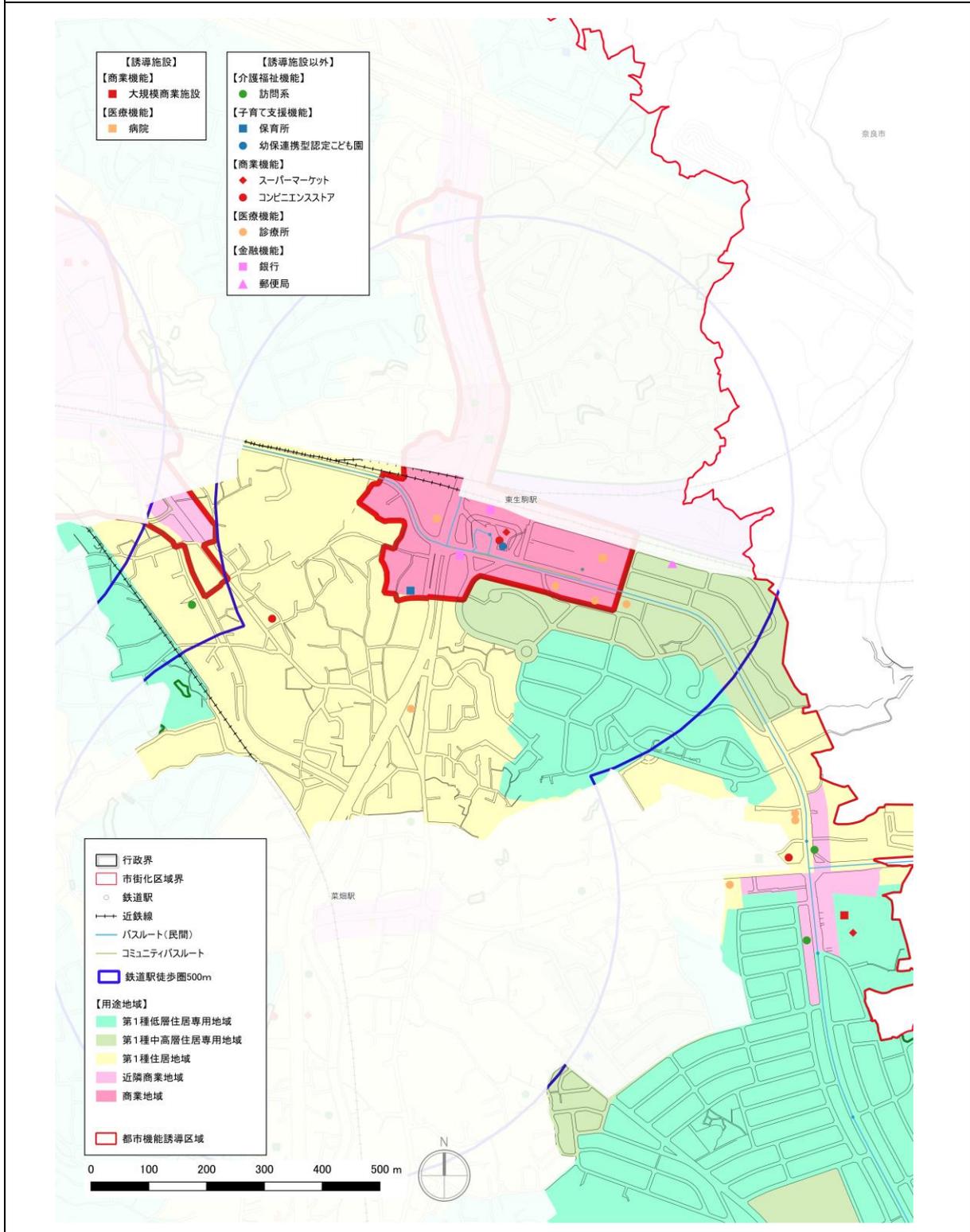


4) 東生駒駅（南）周辺都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

東生駒駅（南）周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、商業地域を中心に、生駒市立病院（誘導施設）を含む区域を設定しています。

(都市機能誘導区域面積) 6.4ha

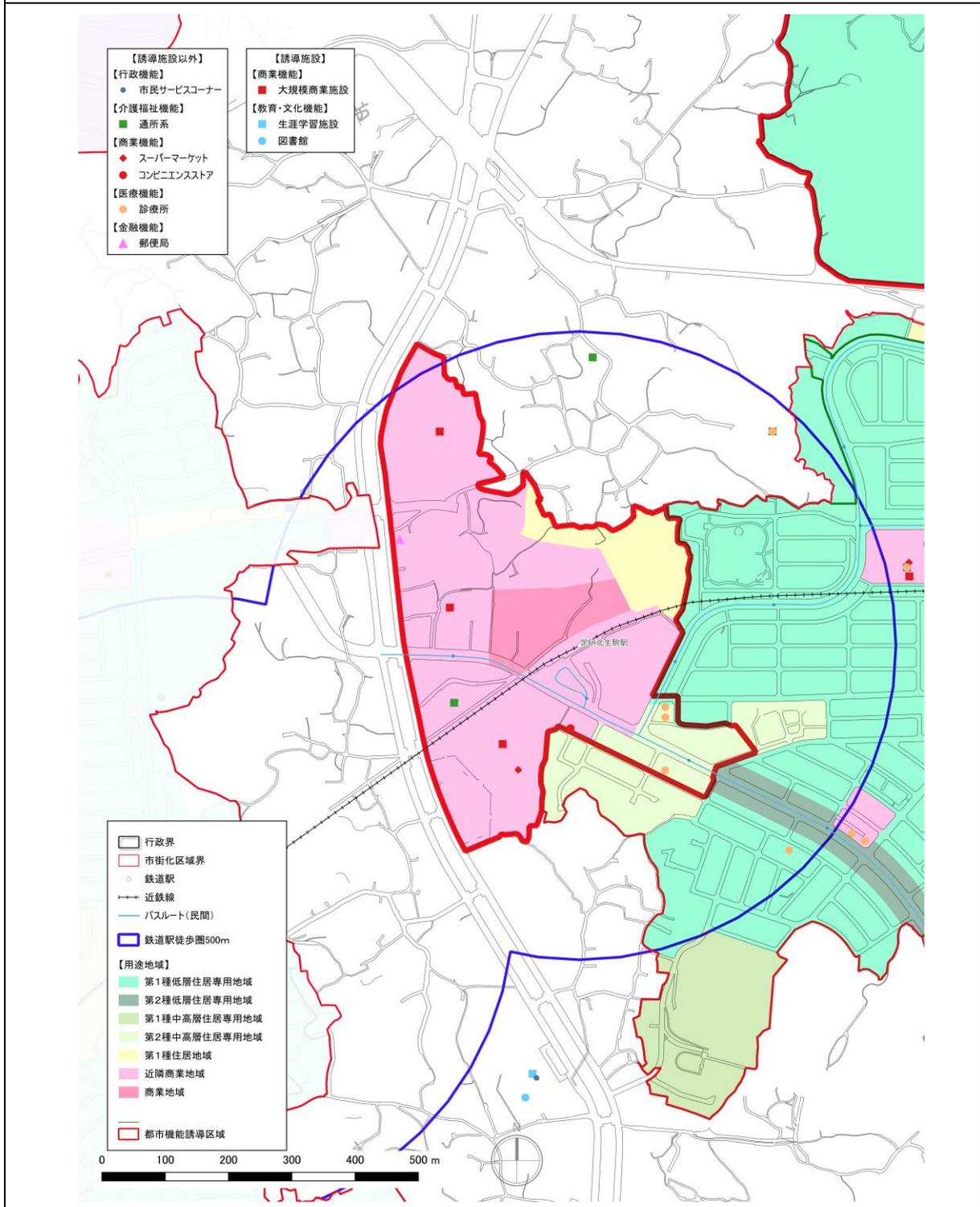


5) 学研北生駒駅周辺都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

学研北生駒駅周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、商業地域を中心に、ならやま大通り沿いの商業施設を含む区域を設定しています。また、学研北生駒駅中心地区まちづくり推進事業の区域を含みます。

(都市機能誘導区域面積) 23.1ha

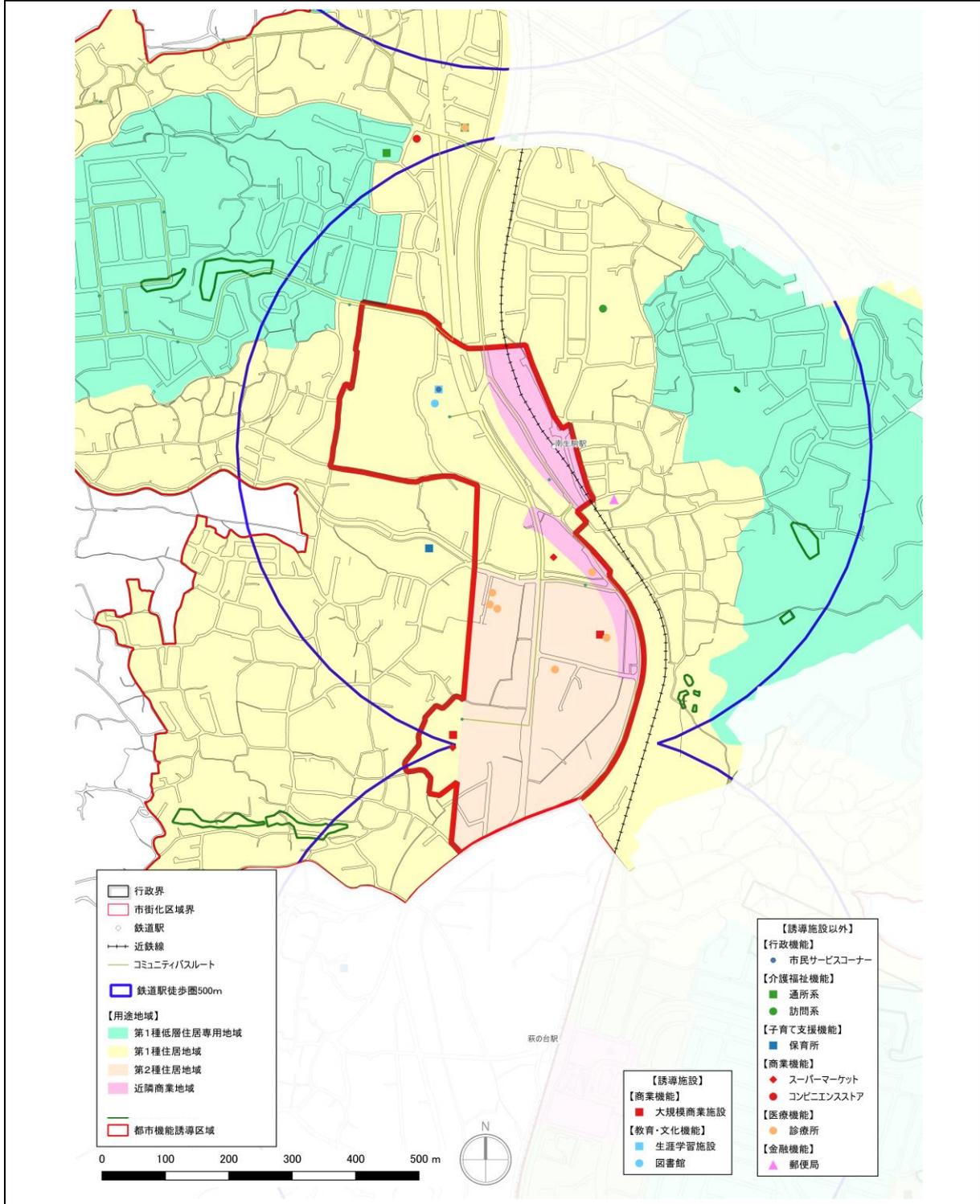


6) 南生駒駅周辺都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

南生駒駅周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、近隣商業地域や第2種住居地域を中心に、国道168号バイパス沿いの南コミュニティセンターせせらぎ（誘導施設）や商業施設を含む区域を設定しています。

(都市機能誘導区域面積) 21.3ha

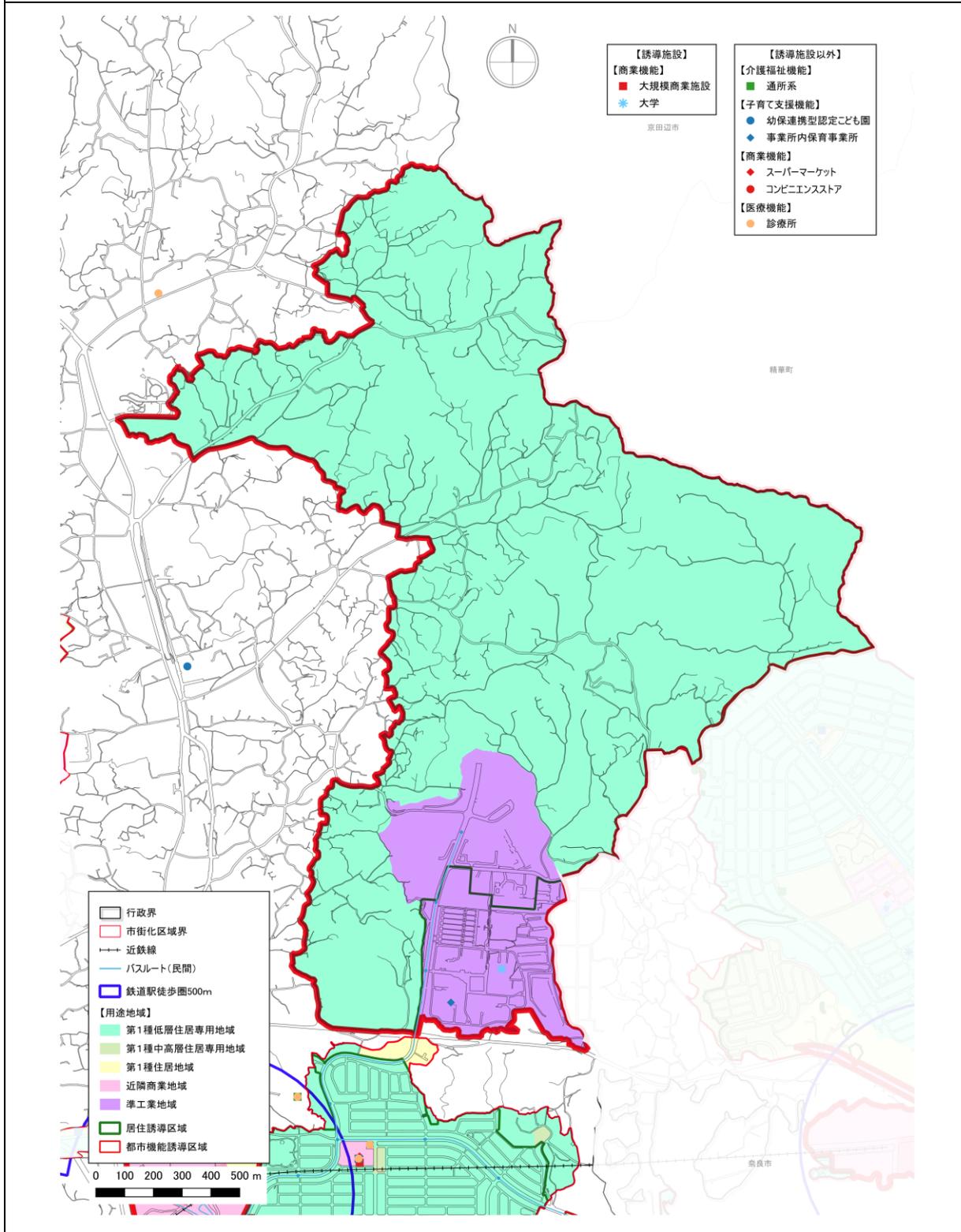


7) 学研高山地区都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

学研高山地区は、研究支援・研究型産業施設用地（商業、交流、住宅、産業施設）、都市機能施設用地（就業者や居住者のための都市的サービス施設）の区域を設定しています。

(都市機能誘導区域面積) 331.4ha

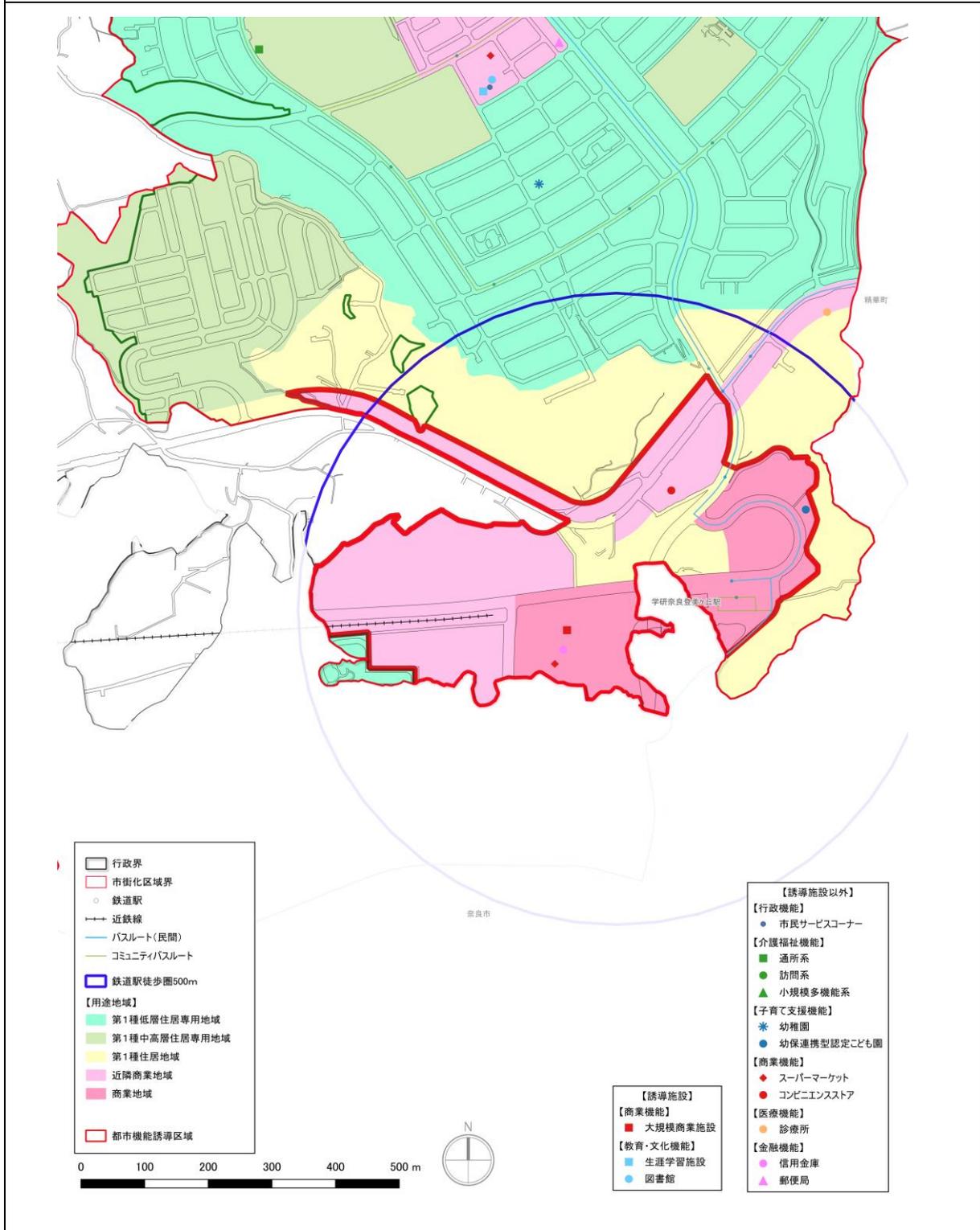


8) 学研奈良登美ヶ丘駅周辺都市機能誘導区域

(都市機能誘導区域設定の考え方)

学研奈良登美ヶ丘駅周辺は、鉄道駅徒歩圏（500m）において、大規模商業施設（誘導施設）が立地する商業地域・近隣商業地域を主として区域を設定しています。

(都市機能誘導区域面積) 21.4ha



5.4 誘導施設の設定

5.4.1 誘導施設設定の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を設定します。

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）令和7年4月改定」「第13版都市計画運用指針（国土交通省）令和7年3月」では、誘導施設として、以下の考え方が示されています。

【誘導施設（立地適正化計画作成の手引きより）】

- ・都市機能誘導区域の役割（「中心拠点」なのか「地域・生活拠点」なのか）、都市規模、後背人口、交通利便性、地域の特性等を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定
- ・新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定

【誘導施設の基本的考え方（都市計画運用指針より）】

基本的な考え方

- ・誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

誘導施設の設定

- ・誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設やスーパーマーケット等の商業施設
 - 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。



<誘導施設の設定方針>

- ①南北に長い市の特性を考慮し、北部・南部の区分および将来生活交通圏域に応じた誘導施設を配置する。
- ②都市拠点・地域拠点・生活連携拠点に応じた誘導施設を配置する。

表 5-2 誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m²以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けられる機能 例. 延床面積●m²以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

※どのような機能が必要であるかは、それぞれの都市において検討が必要ですが、参考までに地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを提示しています。

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）令和7年4月改定

【参考】誘導施設の立地について

誘導施設は、強制的に都市機能誘導区域に立地させるものではなく、既存で立地している施設の休廃止や区域外への転出、あるいは誘導施設の新築等の状況など、必要な都市機能が確保されているかを把握するものです。また、誘導施設を対象とした支援施策等により、都市機能誘導区域内への適正な設置を促すことができます。

このため、誘導施設に設定されていない施設の設置等を制限するものではありませんが、対象となる都市機能誘導区域外で設置を行う場合は、市長への届出が義務付けられます。

5.4.2 誘導施設の設定

(1) 誘導施設として検討する都市機能と施設

誘導施設の対象となる施設は、①都市機能誘導区域への集積により利用しやすい施設（集積型）と②居住誘導区域の日常生活圏に立地していると利用しやすい施設（分散型）に分類できます。

①集積型の施設は誘導施設に設定します。②分散型の施設は、必ずしも都市の中心拠点等のみ誘導することが適当でないことが考えられることから、誘導施設に設定しないことを基本とします。ただし、都市機能誘導区域での民間開発や公共施設の再編にあわせて建築等を進める場合は、都市機能誘導区域ごとに誘導施設を設定します。

本市において検討する都市機能および施設は、次ページのとおりとします。

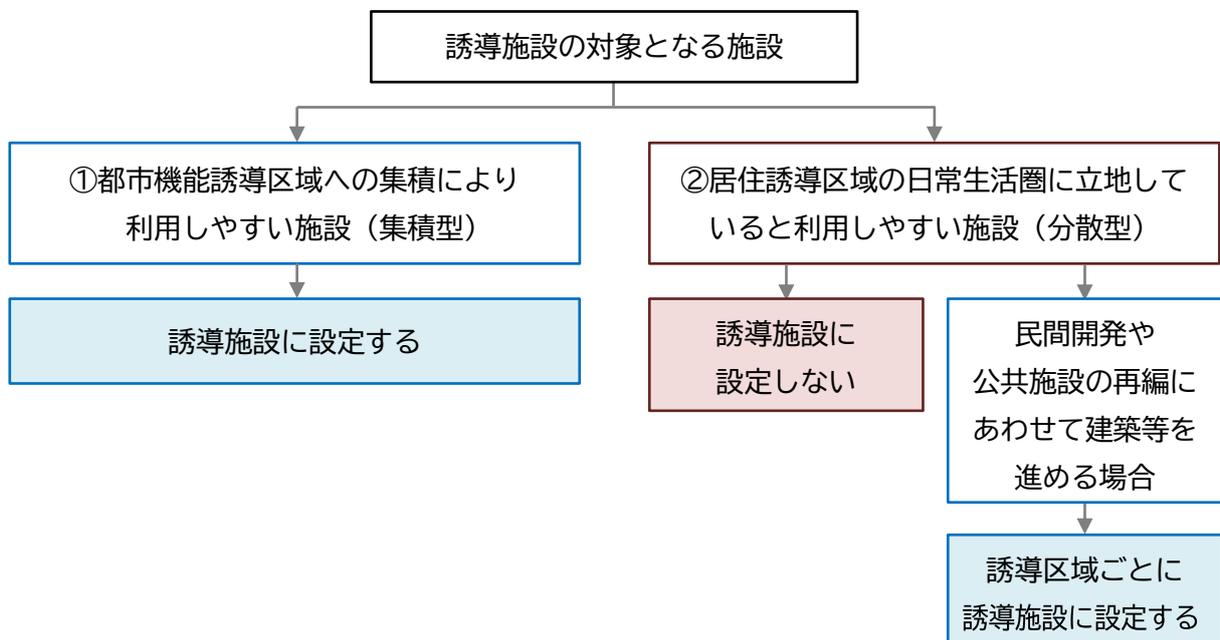


図 5-5 誘導施設の設定

表 5-3 誘導施設として検討する都市機能と施設

都市機能分類	対象施設設定の考え方	誘導施設候補	① 集積型	② 分散型
行政機能	中枢的な行政機能のほか、行政窓口を有する施設を選定します。	市役所	○	
		市民サービスコーナーを有する施設		○
介護福祉機能	日常的に介護サービスを受けることができる機能や、高齢者が交流するための拠点となる施設を選定します。	高齢者福祉施設（通所系）		○
		高齢者福祉施設（訪問系）		○
		高齢者福祉施設（小規模多機能系）		○
子育て支援機能	子育て世代が居住地を決める際の重要な要素となる日常的な子育てサービスを提供する施設を選定します。	保育所		○
		幼稚園		○
		幼稚園型認定こども園		○
		幼保連携型認定こども園		○
		小規模保育事業所A型		○
		事業所内保育事業所		○
		こども家庭センター	○	
商業機能	集客力があり、まちの賑わいを生み出す商業施設のほか、日々の生活に必要な食料品・日用品等を提供する施設を選定します。	大規模商業施設	○	
		スーパーマーケット		○
		コンビニエンスストア		○
医療機能	総合的な医療サービスを提供する施設や日常的な医療サービスを提供する施設を選定します。	病院	○	
		診療所		○
金融機能	日常のお金の引き出しや預け入れのほか、事業活動のための決済や融資等の窓口業務を行う施設を選定します。	銀行	※	
		信用金庫	※	
		郵便局		○
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービス施設のほか、地域の教育文化活動を支える施設を選定します。	生涯学習施設	○	
		図書館	○	
		大学	○	
産業・学術研究機能	産業振興と雇用の創出につながる産業機能や高度な学術・研究・業務機能、地区内外の人や企業をつなぐ交流機能を有する施設を選定します。	文化学術研究施設	○	
		文化学術研究交流施設	○	
		公益的施設	○	

※金融施設の窓口縮小の動向を鑑み、誘導施設に設定しない。

表 5-4 施設の定義

施設分類	定義	
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	市民サービスコーナーを有する施設	生駒市市民サービスコーナー規則第2条に規定するサービスコーナーを有する施設
介護福祉機能	高齢者福祉施設(通所系)	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所又は訪問を目的とする施設
	高齢者福祉施設(訪問系)	
	高齢者福祉施設(小規模多機能系)	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、訪問・通所・宿泊を組み合わせてサービスを提供することを目的とする施設
子育て支援機能	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	幼稚園型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園
	小規模保育事業所A型	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条に規定する事業所
	事業所内保育事業所	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条に規定する事業所
	こども家庭センター	生駒市こども家庭センター規則に規定する児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市の施設
商業機能	大規模商業施設	大規模小売店立地法第2条第2項に規定するもののうち、店舗面積3,000㎡を超える商業施設(共同店舗・複合施設含む)
	スーパーマーケット	売場面積250㎡以上の日常生活に不可欠な生鮮食料品及び日用品を取り扱うセルフ方式の店舗
	コンビニエンスストア	飲食料品を取り扱い、売場面積30㎡以上250㎡未満で、営業時間が1日14時間以上のセルフサービス方式の販売店
医療機能	病院	医療法第1条の5に規定する病院(病床数20以上)のうち、内科・外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所(病床数19以下)のうち、内科・外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの
金融機能	銀行	銀行法第2条に規定する銀行のうち、店頭窓口を有する形態の店舗
	信用金庫	信用金庫法に基づく信用金庫のうち、店頭窓口を有する形態の店舗
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
教育・文化機能	生涯学習施設	生駒市生涯学習施設条例第2条に規定する生涯学習施設
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、生駒市図書館条例第2条に規定する図書館及び分館
	大学	学校教育法第1条に規定する「大学」
産業・学術研究機能	文化学術研究施設	関西文化学術研究都市建設促進法第2条第4項に規定する主として文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設
	文化学術研究交流施設	関西文化学術研究都市建設促進法第2条第5項に規定する文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設
	公益的施設	関西文化学術研究都市建設促進法第2条第7項に規定する学校、保育所、病院その他の施設

(2) 都市機能誘導区域毎の誘導施設の設定

都市機能誘導区域毎の誘導施設を設定すると以下のとおりとなります。

表 5-5 誘導施設として検討する都市機能と施設

黄色欄：誘導施設	
■【維持】	区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設（誘導施設）
★【誘導】	今後誘導を図る施設（誘導施設）
○【維持努力】	区域内に立地があり維持を図る施設

		都市拠点		地域拠点		産業・ 学術研究 拠点	生活連携 拠点
		生駒駅 周辺	東生駒 駅周辺	学研北生 駒駅周辺	南生駒駅 周辺		
行政機能	市役所	■					
	市民サービスコーナー を有する施設				○		
介護福祉 機能	高齢者福祉施設 (通所系)	○	○	○			
	高齢者福祉施設 (訪問系)	○	○	○			
	高齢者福祉施設 (小規模多機能系)						
子育て支 援機能	保育所	○	○				
	幼稚園						
	幼稚園型認定こども園						
	幼保連携型認定こども 園	○	○				○
	小規模保育事業所A型	○					
	事業所内保育事業所	○				○	
	こども家庭センター	■					
商業機能	大規模商業施設	■		■	■		■
	スーパーマーケット	○	○		○		
	コンビニエンスストア	○	○	○			○
医療機能	病院	■	■				
	診療所	○	○	○	○		
金融機能	銀行	○	○				
	信用金庫	○					○
	郵便局	○		○			
教育・文 化機能	生涯学習施設	■	■		■		
	図書館		■		■		
	大学					■★	
産業・学 術研究機 能	文化学術研究施設					★	
	文化学術研究交流施設					★	
	公益的施設					★	

※都市機能誘導区域ごとに設定している誘導施設が異なるため、他区域で設定し、当該区域で設定していない誘導施設を設置する場合は届出の対象となります。

表 5-6 誘導施設として検討する都市機能と施設（将来生活交通圏域別）

黄色欄：誘導施設
 ■【維持】：区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設（誘導施設）
 ★【誘導】：今後誘導を図る施設（誘導施設）
 ○【維持努力】：区域内に立地があり維持を図る施設
 △：拠点以外の鉄道駅周辺（徒歩圏500m）に立地している施設
 ＊：将来生活交通圏域（居住誘導区域内）に立地している施設

北部・南部別		北部	北部		北部	北部	南部	北部	南部	南部	南部	南部	
将来生活交通圏域		学研奈良登美ヶ丘駅圏域	学研北生駒駅圏域		白庭台駅圏域	東生駒駅（北）圏域	東生駒駅（南）圏域	生駒駅（北）圏域	生駒駅（南）圏域	菜畑駅・一分駅圏域	南生駒駅圏域	萩の台駅・東山圏域	
拠点（都市機能誘導区域を含む）		生活連携拠点	地域拠点	産業・学術研究拠点	－	都市拠点		都市拠点		－	地域拠点	－	－
拠点の中心等		学研奈良登美ヶ丘駅周辺	学研北生駒駅周辺	学研高山地区	白庭台駅	東生駒駅周辺		生駒駅周辺		菜畑駅・一分駅	南生駒駅周辺	萩の台駅	東山駅周辺
行政機能	市役所								■				
	市民サービスコーナーを有する施設	*									○		
介護福祉機能	高齢者福祉施設（通所系）	*	○		△*	○*	*	*	○*	△*	*	△	△
	高齢者福祉施設（訪問系）		○*		△*	○*	*	○*	○*	△*			△
	高齢者福祉施設（小規模多機能系）					*							
子育て支援機能	保育所	*	*		*	*	○	○*	○	△*	*		
	幼稚園	*			*	*		*		*			
	幼稚園型認定こども園								*				
	幼保連携型認定こども園	○			△*		○*	○			*		
	小規模保育事業所A型				△			○*				△	
	事業所内保育事業所			○				○*					
	こども家庭センター								■				
商業機能	大規模商業施設	■	■		*	*	*	■		△	■		
	スーパーマーケット	*	*			*	○	○		*	○		
	コンビニエンスストア	○	○		△	*	○	○*	○	△	*		
医療機能	病院				△	*	■	*	■				
	診療所	*	○*		△*	○	○*	○*	○*	△	○*	△	
金融機能	銀行				△		○	○					
	信用金庫	○						○*					
	郵便局	*	○*		*		*	○*	○	△	*	△	
教育・文化機能	生涯学習施設	*				■		■	■		■		
	図書館	*				■					■		
	大学			■★									
産業・学術研究機能	文化学術研究施設			★									
	文化学術研究交流施設			★									
	公益的施設			★									